

お弁当代金の一部を補助します

コロナ禍においても交流機会を促進するため、市内の団体や企業に対して、地域の割烹やホテルなどから購入する弁当代の費用の一部を補助します。



詳しくはこちら

利用対象

◆新潟市内の自治会・町内会やサークルなどのすべての団体・企業。
ただし、次のものを除く。

対象とならないもの

- ・個人での利用
- ・冠婚葬祭
- ・宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ・暴力団又はその構成員、反社会的な活動をする団体の利用

利用の流れ

このステッカーが登録店の目印です



①登録店に予約



利用団体

②利用申し込み
どの区でも申請可

スマホ・パソコン
から申し込み可能
(受付開始は2月22日)



区役所



区役所

④利用時にクーポンを
提出。補助額を差し引
いた金額を支払う

③クーポンの交付

市内すべての出張所・連絡所
でも申請を受け付けます。
クーポンは後日、区役所から
発送します。

- ◆お申し込みは先着順で受け付けます。※1
- ◆原則、ご利用日の1週間前までにお申し込みください。
- ◆お弁当は原則、お持ち帰りください。

補助について

- ◆利用条件 **単価 税抜き 3,000円以上**の弁当を**10個以上**購入する場合(酒類を除く、複数団体での利用も可)
- ◆補助率 1個あたり1/2(上限2,000円)※円未満切り捨て

利用期間

2021年3月1日(月)～2021年6月30日(水)※2

受付開始
2月22日(月)

※1 予算の上限に達した場合、その時点で受付終了とします。

※2 4月以降の利用は、令和3年度予算の議決が必要となります。